

令和9年度～令和11年度 島田市立総合医療センター
院内保育所運営業務委託事業者募集要項

1 主旨

「島田市立総合医療センター」（以下「センター」という。）における、院内保育所運営業務を委託する事業者を公募する。

事業者の選定にあたっては、良質な院内保育所運営業務を提供できる者をプロポーザル方式（企画提案型）による選定を実施する。

2 業務の概要

(1) 業務委託名

島田市立総合医療センター 院内保育所運営業務委託

(2) 業務委託の内容

乳幼児を対象とした保育所の運営全般。詳細は、別紙「島田市立総合医療センター 院内保育所運営業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）によるものとする。

(3) 委託業務履行場所の概要

名称：島田市立総合医療センター院内保育所「通称：さくらんぼ園」

位置：静岡県島田市野田1101番地の1

区分：認可外保育所

定員：50名（概ねの内訳：0～2歳児 38名、3～5歳児 12名）

建物：鉄骨造（一部木造）平屋建 231.32㎡

(4) 契約日

令和8年8月下旬（予定）

ただし、契約日から令和9年3月31日までは準備期間とする。

(5) 契約履行期間（委託期間）

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

(6) 委託料にかかる予算額

令和9年度～令和11年度 債務負担行為限度額 税込 270,000千円

(7) 見積額の算定について

委託料は、別表に定める当該月の初日の入所児童数を基に最低限必要な従業員（保育士）の配置人数を算定した後、別表の区分に応じた月額を決定するものとする。

※見積額算出時の留意事項

ア 職員（保育士）の配置人数は、「児童福祉施設の整備及び運営に関する基準」を最低基準とする職員数とすること。

イ 本業務に係る企画提案に関して、より良い保育所運営の質を確保するため、この基準を上回る提案をすることについては、差支えない。

ウ 仕様書に定める見積様式に記入する見積額については、上記ア、イの条件をもとに算出した額でそれぞれ見積もること。

エ 仕様書に定める業務負担区分及び費用負担区分を確認の上、委託経費を算出すること。

オ 保育料、給食費（おやつ代を含む）の徴収については、センターが保護者に対し
 給与天引きにより実施し、うち徴収した給食費はセンターが委託料とは別に受
 託者に支払うため、給食材料費については委託経費の算出に含めないこと。

【別表】

単位：人

	保育士数					
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4・5歳児	合計
区分Ⅰ	1	1	1	1		4
区分Ⅱ	2	1	1	1		5
区分Ⅲ	2	2	1	1		6
区分Ⅳ	3	2	1	1		7
区分Ⅴ	3	3	1	1		8
区分Ⅵ	3	3	2	1		9
区分Ⅶ	4	3	2	1		10
区分Ⅷ	4	3	3	1		11

※年齢区分ごとの入所者数は、過去実績から想定した人数

保育士数が4人以下となる場合は、区分Ⅰの数値とする。

(8) 契約について

ア 受託者は、毎月初日の入所児童数に応じた区分の月額をセンターに請求するものとし、センターは請求書を受領後30日以内に受託者へ支払うものとする。

イ 契約書に記載する委託料の各年度の限度額は、企画提案書と同時に提出された見積書及び見積内訳書の見積額を基礎として、別表【区分Ⅷ】の額に12か月分を乗じた金額とする。

ウ 受託者側に契約事項の不履行があった場合には、委託期間の途中であっても、センターは契約を解除できるものとし、上記の理由で契約が解除された場合、センターから受託者への違約金は発生しない。

エ 委託期間中に、受託者の責により契約を履行できない（園児を保育できない）場合は、センターが受託者に対し、損害賠償を請求するものとする。

(9) 引継ぎ保育について

受託者が来年度以降、現状から変更となる場合のみ、この契約の業務とは別に、令和8年度末（令和9年2月及び3月）に引継ぎ保育を行うものとして、別途、受託者との個別契約を締結するものとする。

3 選考スケジュール

(1) 公告

令和8年5月18日（月）

(2) 参加申込及び関係資料請求・見学申込期間

令和8年5月18日（月）から令和8年5月27日（水）午後4時まで

(3) 見学会実施期間

令和8年6月2日（火）から令和8年6月5日（金）まで

日程決定連絡：5月28日（木）正午まで

さくらんぼ園についての質問がある場合は、この見学期間で実際に確認して現場で質問するものとし、それ以外の期間は、さくらんぼ園に電話等で直接問合せをしてはならない。

(4) 参加表明書受付期間

令和8年6月1日（月）から令和8年6月5日（金）まで

(5) 質疑受付期間及び質疑回答日

質問受付 令和8年6月8日（月）から令和8年6月12日（金）午後5時まで

質疑回答 令和8年6月19日（金）までにメール一斉送信により回答

(6) 企画提案書受付

令和8年7月8日（水）まで

(7) 第一次審査会実施（書類審査）

(8) 第一次審査結果及び第二次審査（企画提案審査）参加要請書の発送

令和8年7月17日（金）までに発送

(9) 第二次審査会

令和8年8月4日（火）（時間は参加要請書に記載する）

(10) 第二次審査結果通知

令和8年8月7日（金）までに発送

4 応募資格要件

以下の条件をすべて満たすこと

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 島田市入札参加制限等措置要綱（平成19年島田市告示第159号）による入札参加制限の期間中でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき厚生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 島田市暴力団排除条例（平成24年条例第31号）第2条に規定する暴力団又はその他暴力的集団の構成員や反社会的または公共の安全や福祉を脅かす恐れのある団体等に属する者でないこと。
- (5) 直近2年間において、国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (6) 現に静岡県内において、地域型保育所・認可保育園又は認可外保育園（院内保育所等、委託業務契約による運営を含む）の運営を、3年以上継続して管理運営している実績があること。
- (7) 本業務受託に係る各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けている者であること。
- (8) 別添「仕様書」に定める業務内容を全て履行可能であること。

5 応募の手続き

(1) 募集要領及び参加申込書類等の配布方法

島田市立総合医療センター専用 WEB サイトから申込様式をダウンロードし、電子メールにて関係資料の請求を行うこと。

(2) 参加申込書兼関係書類請求書（申込様式第1号）により電子メールにて受け付けるため、電子メールを送信した旨を電話連絡すること。

ア 受付期間

令和8年5月18日（月）から令和8年5月27日（水）午後4時まで

イ 書類送付

申込者に対し、電子メールで関係書類を随時送付する。

(3) 施設見学

施設見学希望調査票（申込様式第2号）により電子メールにて受け付ける。電子メールを送信した旨を電話連絡すること。

ア 受付期間

令和8年5月18日（月）から令和8年5月27日（水）午後4時まで

イ 施設見学実施期間（希望があった場合のみ）

令和8年6月2日（火）から令和8年6月5日（金）まで

見学可能日時については5月28日（木）正午までに電子メールで通知する。

(4) 参加表明書（申込様式第3号）に以下の関係書類を添えて提出すること。

ア 添付書類（各1部、それぞれコピー可）

(ア)事業実績調書（申込様式第3号添付①、申込様式第3号添付②）

(イ)応募要件資格（6）の運営実績を証する書類（認可通知書又は院内保育所運営委託業務契約書及び仕様書（任意の一契約※契約金額は消した状態で可））

(ウ)発行後3ヶ月以内の法人登記事項証明書

(エ)国税及び地方税の納税証明書（直近2年）

（納税証明書の種別）

・ 国税 納税証明書その3の3

・ 都道府県税 申請者の所在地の都道府県が発行する未納がないことの証明

・ 市町村税 申請者の所在地の市区町村が発行する未納がないことの証明

(オ)財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書の直近3年）

(カ)会社のパンフレット等、会社規模や運営実績数がわかる資料

イ 提出受付期間

令和8年6月1日（月）から令和8年6月5日（金）まで

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く午前9時から午後5時までとする。

ウ 提出方法

事前に電話連絡の上、持参により病院総務課職員係に提出すること

参加表明書提出の際は、担当者の連絡先を明記した名刺を提出すること。

(5) 質疑の受付、回答

質疑は質問票（申込様式第4号）により電子メールにて受け付ける。

電子メールを送信した旨を電話連絡すること。

ア 受付期間

令和8年6月8日（月）から令和8年6月12日（金）午後5時まで

イ 質問に対する回答

令和8年6月19日（金）までに、質問事業者名を伏せて全申込者に電子メールにて回答を送付する。なお、審査に支障をきたす内容又は回答することが望ましくないと判断される質問には回答しない。

(6) 企画提案書の提出

ア 企画提案書は次のとおりとし、正本1部、副本9部を提出すること。

正本及び副本は別紙「企画提案書作成要領」に基づいて作成し、様式番号順にフラットファイル等に綴じて提出すること。正本1部のみフラットファイル等の表紙及び背表紙には業者名を記載すること。

また、正本の電子データを記録したCD-Rを同時に1枚提出すること。

(ア)企画提案書（提案様式第1号）正本のみ1部

(イ)誓約書（提案様式第2号）

(ウ)企画提案内容書（任意様式）

※法人名がわかる表示や名称は避け、項目順で作成すること。

(エ)見積書（提案様式第3号）

※正本のみ1部押印し、副本は法人名抜きで提出すること。

(オ)見積内訳書（提案様式第4号）

イ 提出受付期間

令和8年6月22日（月）から令和8年7月8日（木）まで

ただし、土曜日、日曜日及び祝日法（昭和29年法律第178号）に規定する休日を除く午前9時から午後5時までとする。

ウ 提出方法

事前に電話連絡の上、上記(ア)～(オ)一式の正本1部、(ウ)～(オ)副本9部を持参により病院総務課職員係に一括で提出すること。

6. 審査及び選定方法

(1) 審査委員会及び選定方法

選定にあたっては、第一次審査会（書類審査）及び第二次審査会（企画提案審査）を踏まえ、「島田市立総合医療センター院内保育所運営業務委託事業者審査委員会（以下「審査会」）」による審査を行う。

(2) 第一次審査会（書類審査）

応募多数の場合には、第一次選考（書類審査）を行い、令和8年7月17日（金）までに審査結果を電子メール及び文書で通知する。第二次審査対象者には参加要請書を合わせて通知する。

(3) 第二次審査会（企画提案審査）

第二次審査対象者に選定された者は、次のとおりヒアリングを実施する。

ア 日 時 令和8年8月4日（火）午後（※時間は参加要請書に記載する）

イ 会 場 透析センター2F 講堂

ウ 提案時間 1者につき40分以内。（提案書説明20分、質疑応答20分以内）

エ 提案資料 説明は、企画提案書及び企画提案書の内容を要約したパワーポイント資料を使用することができ、追加資料の配布は認めない。
パワーポイント資料には企画提案書に記載のない項目は表記しないこと。

なお、説明・質疑応答終了後、パワーポイント資料をA4縦の両面カラーで印刷したものを1部提出してから退出すること。

オ 説明人数 提案者が雇用する従業員3人までとし、うち1名については、実際に園長として保育運営に携わる予定者を必ず参加させること。

カ 説明環境 プロジェクター及び接続用コネクタ（HDMI）、電源等はセンター側で用意する。Zoom等、オンラインでのプレゼンを希望する場合は、7月16日（金）までに病院総務課へ電話連絡で事前相談すること。

7. 審査基準等

審査会において評価点数をつける形式とし、満点を100点として提案項目について配点する。

提案項目ごとの配点及びそれぞれの主な審査対象となる提案内容については、「企画提案書作成要領」の例示のとおりとする。

8. 審査結果の通知等

(1) 通知方法

企画提案書を提出した全ての提案者に対し、電子メール及び文書により審査結果を通知する。なお、優先交渉権者の通知をもって、本業務の受託者を確約するものではない。

(2) 異議申立て

審査結果に対する異議申立ては一切受け付けない。

(3) 次の事由に該当する場合は失格とし、審査の対象としない。

ア 提出期限内に提出されない場合

イ 提出書類に不備がある場合

ウ 提出書類に虚偽の記載がある場合

エ 提出書類の内容が応募要件に合致しない場合

オ 第二次審査会に出席しない場合（ただし、突発的な災害等の理由によって出席できない場合は協議するものとする。）

カ 本公募の公表の日から業務の契約に至るまでの間、センター又はその関係者に対して、公募の公正な執行を妨げるような行為が明らかになった場合

9. 契約の締結等

- (1) 優先交渉権者は採択された提案をもとに、契約内容、仕様及び契約金額についてセンターと協議するものとする。協議により、企画提案書に記載された内容を実現可能とするために必要であれば、仕様書の変更及び修正を行うものとする。
- (2) 協議終了後、センターは地方自治法施行令第167号の2第1項第2号による随意契約を締結する手続きを行う。

10. その他

- (1) 提出された応募書類の変更はできないものとする。ただし、誤字、脱字等軽微な修正はこの限りではない。
- (2) 提出された提案書は、理由を問わず返却しない。ただし、当該企画提案に係る著作権は提案者に帰属するため、提出された企画提案書及びアイデア等を提案者に無断で使用することはない。
- (3) 本企画提案評価への参加に係る一切の費用（参加旅費及び企画提案書の作成費用を含む）については、提案者の負担とする。

11. 連絡・問い合わせ及び書類提出先

島田市立総合医療センター

〒427-8502 静岡県島田市野田 1200 番地の5

電話 0547-35-2111 (代表) FAX 0547-36-9155

電子メール soumu@shimada-gmc.jp

担当 病院総務課 職員係